

長崎県告示第472号

物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）の一部を次のように改正し、平成30年7月1日から適用する。

ただし、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づいて、入札参加者の資格を有するものと決定された者については、この告示による改正後の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づく入札参加者の資格を有するものと決定されたものとみなす。

平成30年6月22日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>1 競争入札に参加することができない者 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。 (1)～(3) 略 (4) <u>2</u>の資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者 (5)～(7) 略</p> <p>2 入札参加資格の申請 <u>入札参加者の資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、庁舎の清掃及び昇降機設備保守点検の場合にあっては(8)、(9)及び(10)、道路の清掃の場合にあっては(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)に掲げる書類を除く。</u> (1) <u>法人にあっては、次のア及びイ</u> ア <u>登記簿謄本</u> イ <u>前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書</u> (2) <u>個人にあっては、次のア、イ及びウ</u> ア <u>本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書</u> イ <u>指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登</u></p>	<p>1 競争入札に参加することができない者 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。 (1)～(3) 略 (4) <u>3</u>の資格審査申請書及び<u>4</u>の添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者 (5)～(7) 略</p> <p>2 入札参加資格 (1) <u>入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき(3)に掲げる事項について審査し、決定する。</u> (2) <u>(1)による決定を受けた者は、知事が別に定める種別分類品目区分表の区分に従い、対応する契約の競争入札に参加することができる。</u> (3) <u>審査事項</u> <u>審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、3の資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。</u> ア <u>純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額</u> イ <u>従業員数 基準日の前日現在の従業員数</u> ウ <u>営業年数 基準日の前日までの営業年数</u></p>

記されていないことの証明書

ウ 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

(3) 県税に関し未納がないことを証する証明書

(4) 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

(5) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

(6) 印鑑届（様式第2号）

(7) 口座振替申込書（様式第3号）

(8) 取扱品目明細書（様式第4号）

(9) 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

(10) 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

(11) 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）

(12) その他知事が必要と認める書類

### 3 資格審査申請の時期

2による書類の提出時期は、新規のものは、随時受け付けるものとするが、既資格取得者の有効期間満了にかかるものは、原則として、毎年7月1日から同年7月末日までとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約及び物品の借入れのための一般競争入札による契約の締結が見込まれるときは、別に定めるところによる。

エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況

オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率

(ア) 売上高当期利益率

(イ) 固定長期適合率

(ウ) 流動比率

カ その他知事が特に必要と認める事項

### 3 資格審査申請の時期及び方法

(1) 入札参加者の資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）及び4の添付書類を知事に提出しなければならない。

(2) (1)による書類の提出時期は、新規のものは、随時受け付けるものとするが、既資格取得者の有効期間満了にかかるものは、原則として、毎年7月1日から同年7月末日までとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約及び物品の借入れのための一般競争入札による契約の締結が見込まれるときは、別に定めるところによる。

### 4 添付書類

資格審査申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、庁舎の清掃及び昇降機設備保守点検の場合にあつては(8)、(9)及び(10)、道路の清掃の場合にあつては(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)に掲げる書類を除く。

(1) 法人にあつては、次のア及びイ

ア 登記簿謄本

4 略

5 資格の有効期間

入札参加者の資格の有効期間は、4の資格審査結果通知書により、資格を取得した日からその日の属する年度の翌々年度の9月30日まで、更新の場合は、資格を取得した年度の10月1日から3年間とする。

6～10 略

イ 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

(2) 個人にあつては、次のア、イ及びウ

ア 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

イ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

ウ 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

(3) 県税に関し未納がないことを証する証明書

(4) 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

(5) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

(6) 印鑑届（様式第2号）

(7) 口座振替申込書（様式第3号）

(8) 取扱品目明細書（様式第4号）

(9) 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

(10) 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

(11) 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）

(12) その他知事が必要と認める書類

5 略

6 資格の有効期間

入札参加者の資格の有効期間は、5の資格審査結果通知書により、資格を取得した日からその日の属する年度の翌々年度の9月30日まで、更新の場合は、資格を取得した年度の10月1日から3年間とする。

7～11 略

様式第1号添付書類の1イ中「前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書」を「前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書」に、2ウ中「前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書」を「前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書」に、2営業概要書（法人用）中

「(1) 前2ヵ年の損益状況 (単位：千円)

	総売上高 (A)	売上総利益 (売上高－売上原価)	当期純利益	(A) のうち長崎 県庁への売上高
前々事業年度				
前事業年度				

を

(注) 1 前々事業年度欄は、前々年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。

2 前事業年度欄は、前年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。

」

「(1) 損益状況 (単位：千円)

	総売上高 (A)	売上総利益 (売上高－売上原価)	当期純利益	(A) のうち長崎 県庁への売上高
前事業年度				

に、

(注) 前年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。

」

「(3) 前2ヵ年の純資産の状況 (単位：千円)

純 資 産 額	区分	資本金	繰越 利益剰余金	その他の 純資産	計
	前々事業年度				
	前事業年度				

を

(注) 1 前々事業年度欄は、前々年度の貸借対照表に基づいてその実績を記入すること。

2 前事業年度欄は、前年度の貸借対照表に基づいてその実績を記入すること。

」

「(3) 純資産の状況 (単位：千円)

純 資 産 額	区分	資本金	繰越 利益剰余金	その他の 純資産	計
	前事業年度				

に改め、

(注) 前年度の貸借対照表に基づいてその実績を記入すること。

」

(4) 財務比率を削り、「(5)」を「(4)」に改め、(6) 営業実績 (注) 中「前2ヵ年の」を削り、「(6)」を「(5)」に改め、2 営業概要書 (個人用) 中

「(1) 前2ヵ年の損益状況

	総売上高 (A)	売上総損益 (売上金額－売上原価)	所得金額	(A)のうち長崎 県庁への売上高
前々事業年度				
前事業年度				

を

(注) 1 前々事業年度欄は、前々年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。

2 前事業年度欄は、前年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。

」

「(1) 損益状況

	総売上高 (A)	売上総損益 (売上金額－売上原価)	所得金額	(A)のうち長崎 県庁への売上高
前事業年度				

に、

(注)前年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。

」

「(3) 前2ヵ年の純資産の状況

(単位：千円)

純 資 産 額	区分	事業主勘定	元入金	所得金額	計
	前々事業年度				
	前事業年度				

を

(注) 1 各業年度欄は、前年度・前々年度の貸借対照表に基づいてその実績を記入すること。

2 事業主勘定は、「事業主借－事業主」〔差額〕を記入する。

」

「(3) 純資産の状況

(単位：千円)

純 資 産 額	区分	事業主勘定	元入金	所得金額	計
	前事業年度				

に改め、

(注) 1 前年度の貸借対照表に基づいてその実績を記入すること。

2 事業主勘定は、「事業主借－事業主貸」〔差額〕を記入する。

」

(4) 財務比率を削り、「(5)」を「(4)」に改め、(6) 営業実績 (注) 中「前2ヵ年の」を削り、「(6)」を「(5)」に改める。

様式第1号の2及び様式第1号の3添付書類の1イ中「前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書」を「前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書」に、2ウ中「前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書」を「前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書」に改める。

様式第1号の3の2営業概要書（法人用）中

「(1) 前2ヵ年の損益状況 (単位：千円)

	総売上高 (A)	売上総利益 (売上高－売上原価)	当期純利益	(A) のうち長崎 県庁への売上高
前々事業年度				
前事業年度				

を

(注) 1 前々事業年度欄は、前々年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。

2 前事業年度欄は、前年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。」

「(1) 損益状況 (単位：千円)

	総売上高 (A)	売上総利益 (売上高－売上原価)	当期純利益	(A) のうち長崎 県庁への売上高
前事業年度				

に、

(注) 前年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。」

「(3) 前2ヵ年の純資産の状況 (単位：千円)

純 資 産 額	区分	資本金	繰越 利益剰余金	その他の 純資産	計
	前々事業年度				
前事業年度					

を

(注) 1 前々事業年度欄は、前々年度の貸借対照表に基づいてその実績を記入すること。

2 前事業年度欄は、前年度の貸借対照表に基づいてその実績を記入すること。」

「(3) 純資産の状況 (単位：千円)

純資産額	区分	資本金	繰越利益剰余金	その他の純資産	計
	前事業年度				

に改め、

(注) 前年度の貸借対照表に基づいてその実績を記入すること。

(4) 財務比率を削り、2 営業概要書（個人用）中

「(1) 前2カ年の損益状況

	総売上高 (A)	売上総損益 (売上金額－売上原価)	所得金額	(A) のうち長崎 県庁への売上高
前々事業年度				
前事業年度				

を

(注) 1 前々事業年度欄は、前々年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。

2 前事業年度欄は、前年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。

「(1) 損益状況

	総売上高 (A)	売上総損益 (売上金額－売上原価)	所得金額	(A) のうち長崎 県庁への売上高
前事業年度				

に、

(注) 前年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。

「(3) 前2カ年の純資産の状況 (単位：千円)

純資産額	区分	事業主勘定	元入金	所得金額	計
	前々事業年度				
前事業年度					

を

(注) 1 各業年度欄は、前年度・前々年度の貸借対照表に基づいてその実績を記入すること。

2 事業主勘定は、「事業主借－事業主」[差額]を記入する。

「(3) 純資産の状況 (単位：千円)

純資産額	区分	事業主勘定	元入金	所得金額	計
	前事業年度				

に改め、

- (注) 1 前年度の貸借対照表に基づいてその実績を記入すること。  
 2 事業主勘定は、「事業主借－事業主貸」〔差額〕を記入する。」

(4) 財務比率を削る。

様式第1号の4添付書類の1イ中「前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書」を「前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書」に、2ウ中「前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書」を「前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書」に、2営業概要書（法人用）中

「(1) 前2ヵ年の損益状況 (単位：千円)

	総売上高 (A)	売上総利益 (売上高－売上原価)	当期純利益	(A) のうち長崎 県庁への売上高
前々事業年度				
前事業年度				

を

- (注) 1 前々事業年度欄は、前々年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。  
 2 前事業年度欄は、前年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。」

「(1) 損益状況 (単位：千円)

	総売上高 (A)	売上総利益 (売上高－売上原価)	当期純利益	(A) のうち長崎 県庁への売上高
前事業年度				

に、

- (注) 前年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。」



「(3) 前2ヵ年の純資産の状況 (単位：千円)

純資産額	区分	資本金	繰越利益剰余金	その他の純資産	計
	前々事業年度				
	前事業年度				

を

- (注) 1 前々事業年度欄は、前々年度の貸借対照表に基づいてその実績を記入すること。  
 2 前事業年度欄は、前年度の貸借対照表に基づいてその実績を記入すること。」

「(3) 純資産の状況 (単位：千円)

純資産額	区分	資本金	繰越利益剰余金	その他の純資産	計
	前事業年度				

に改め、

- (注) 前年度の貸借対照表に基づいてその実績を記入すること。」

(4) 財務比率を削り、「(5)」を「(4)」に、「(6)」を「(5)」に、2営業概要書(個人用)中

「(1) 前2ヵ年の損益状況

	総売上高 (A)	売上総損益 (売上金額－売上原価)	所得金額	(A)のうち長崎 県庁への売上高
前々事業年度				
前事業年度				

を

- (注) 1 前々事業年度欄は、前々年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。  
 2 前事業年度欄は、前年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。」

「(1) 損益状況

	総売上高 (A)	売上総損益 (売上金額－売上原価)	所得金額	(A)のうち長崎 県庁への売上高
前事業年度				

に、

- (注) 前年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。」

「(3) 前2カ年の純資産の状況 (単位:千円)

純資産額	区分	事業主勘定	元入金	所得金額	計
	前々事業年度				
	前事業年度				

を

- (注) 1 各業年度欄は、前年度・前々年度の貸借対照表に基づいてその実績を記入すること。  
 2 事業主勘定は、「事業主借-事業主」[差額]を記入する。」

「(3) 純資産の状況 (単位:千円)

純資産額	区分	事業主勘定	元入金	所得金額	計
	前事業年度				

に改め、

- (注) 1 前年度の貸借対照表に基づいてその実績を記入すること。  
 2 事業主勘定は、「事業主借-事業主貸」[差額]を記入する。」  
 (4) 財務比率を削り、「(5)」を「(4)」に、「(6)」を「(5)」に、「(7)」を「(6)」に、「(8)」を「(7)」に、「(9)」を「(8)」に、「(10)」を「(9)」に改め、3. 営業概要書(個人用)を削る。